

## 開発行為に関する工事の前に行うこと

### 開発行為に関する事前協議の申出

#### 河合町開発行為に関する指導要綱に基づく協議

開発行為事前協議書(添付図書を含む) 9部\* 提出

\*提出部数については、開発行為に関連し特に協議が必要と判断される場合は、その都度町長が決定する。

### 開発行為に関する事前協議(都市計画法第32条の協議を兼ねる)

関係課へ指示事項等について協議依頼  
指示事項等について関係課と協議

(標準処理期間概ね30日)

帰属と管理に関する協定書締結  
事前協議完了書を発行

### 開発行為許可申請(都市計画法第29条)

1000㎡を超える開発行為の場合 申請書4部(正・副・土木事務所・河合町)

1000㎡を超えない開発行為の場合 申請書3部(正・副・河合町)

## 開発行為に関する工事の後に行うこと

### 公共施設及び公益的施設の工事完了検査

河合町に帰属がある場合  
「河合町公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する要綱」の規定に基づく検査申請書  
(様式第1号)を提出  
検査日の予約を行う

検査結果通知書を発行

### 公共施設及び公益的施設の帰属申請

公共公益施設等帰属申請書(様式第5号)(添付図書含む) 1部 提出

帰属決定通知書を発行

### 所有権移転登記の手続き

所有権移転登記(嘱託登記)に必要な書類  
登記地目については、開発行為における計画用途の地目に変更しておく  
(例: 道路用地の場合は「公衆用道路」)

管理移管の時期に到達

### 公共施設及び公益的施設の管理移管申請

公共公益施設等移管申請書(様式第7号) 1部 提出